

グループホームふるさと運営規程

（目的）

第1条 グループホームふるさと（以下「事業所」という）は、介護保険法の理念に基づき、して御認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、認知症高齢者が尊厳ある生活を送れるよう、共同生活による在宅介護サービスを通じて支援する事を目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、認知症によって自立した生活が困難だった利用者に対して家庭的な現場のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

2 本事業は、利用者の人柄を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

5 事業の実態に当たっては、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するもの並びに地域社会と親密な連携に努める。

（事業所の名称）

第3条 この事業所は、グループホームふるさとという。

（事業所の所在地）

第4条 この事業所を徳島県吉野川市山川町祇園5 1 番地 2 に置く。

（実施主体）

第5条 事業の主体は、社会福祉法人博友会とする。

（職員の職種、人数、及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、規定の適合範囲内で、一部職種については増減または兼務することができる。

一 管理者 1 名

管理者は、事業所の職種の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 計画作成担当者は2 名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型

共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設・医療機関等との連絡・調整を行う。

三 介護職員 1 2 名

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（事業所の定員）

第7条 事業の定員は1 8 名とする。

2 ユニット数は2 ユニットとし、ユニットごとの定員は9 名とする。

（事業の内容）

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

2 介護サービスの内容

一 日常生活動作援助

介護職員は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活が送れるよう支援する。また、利用者の心身状況等に応じ、離臥床・更衣・静養・排泄・食事・清潔保持・その他利用者が必要とする日常生活上の支援に適切に行う。また、日常生活における家事を利用者がその心身状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

二 健康管理

介護職員は、常に利用者の健康に留意し、異常の早期発見に努めなければならない。また、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、状況に応じて主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じるとともに、家族等に連絡をし、状況の説明を行う。

三 日常生活での機能訓練

事業所は、主治医又は協力医療機関と相談し、生活機能の改善又は維持のための日常生活に即した機能訓練を行う。

四 相談・援助

事業所は、常に利用者の心身の常置、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに必要な援助を行う。

五 その他

介護職員は身体的拘束・その他利用者の行動を制限しない。ただし、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束・その他の利用者の行動を制限する場合は速やかに解除に努めるとともに理由を本人に説明し、理由及び一連の経過を家族等に報告する。

3 介護計画の作成

一 事業での介護サービス提供の開始に冊子、計画作成担当者は利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて介護計画を作成する。

二 介護計画は、利用者や家族の機能を配慮し、サービス提供にあたる職員

との協議を経てサービスの目標、当該目標を達成する為の具体的サービスの実施状況を把握し必要に応じて介護計画の変更を行う。

三 介護計画も作成・変更の際は、利用者及び家族に対し当該計画の内容を明記し、同意を得る。

四 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

4 介護方針

一 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

二 利用者の認知症状をはじめとする要介護状態の軽減または機能低下防止に努める。

三 介護計画は画一的でなく個別化を図る。

四 介護職員は、常に利用者が家族に対し理解・納得されるよう説明に努める。

（利用料等）

第9条 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 食事の提供及び光熱水費に要する費用として別表1により徴収するものとする。

3 居住に関する費用として、別表2により徴収するものとする。

4 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる。

5 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

6 利用料等について、制度改正に伴い新たに基準が制定された場合、または変更が生じた場合等については、利用者又はその家族に対し、変更後の額及びその算定根拠を示し同意を得た上で変更を行う。

7 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた時は、領収書を発行する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は、徳島県吉野川市とする。

（入退居）

第11条 入退居に関しては、事業所に準備された契約書により行う。また利用に際しては利用者及び家族等に対し、運営規程の概要等についても説明し、サービスの内容及び利用期間について同意を得るものとする。

2 利用対象者は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

一 少人数卵による共同生活を営むことに支障がないこと。

二 自傷他害の恐れがないこと。

三 常時医療機関において治療する必要があること。

3 事業所は、居宅介護支援事業所・介護保険施設・その他保健・医療・福祉

サービスを提供するものとの連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に利用できるよう、必要な援助に努める。

4 次の場合は退居とする。

一 契約利用期間が満了したとき

二 利用者が退居を申し出たとき

三 利用者が死亡したとき

四 利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなったとき

五 利用者が、入院治療や継続的治療が必要な状態となり、サービスの利用が困難となったとき

六 偽り、その他不正な更衣により保健給付を受けようとしたとき

七 事業所内で禁止されている行為を繰り返したり、他の利用者に迷惑を及ぼし、事業所の方針に従わないとき

5 退居に際しては、利用者及び家族の以降を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（利用者の留意事項）

第12条 利用者は次に掲げる事項を厳守するものとする。

2 外出及び外泊については、原則家族等付き添いの上、外出先、要件、帰宅予定時間等について管理者に届け出るものとする。

3 面会については、大声で話すなど、他の利用者に迷惑を及ぼすことのないように留意する。

4 下記に注意し、喫煙について事業所内に置いては、健康・防災面の観点から原則禁止とする。

5 行為に事業所若しくはその備品にSん害を与え、またこれらを許可なく外に持ち出すことのないようにする。

6 利用者及び利用申込者は、その身上に関する重要な変更を生じたときは、管理者に届けるものとする。

（秘密保持）

第13条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第14条 苦情処理は次に掲げる事項により行う。

2 事業所は、利用者、家族、その他から事業に関わる苦情を、迅速かつ適切に対応するための窓口・担当者を設ける。

3 事業所は、各自治体等が行う調査に協力するとともに、苦情を受けたとき、また自治体から改善に対する指導・助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

（損害賠償）

第 1 5 条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合、過失の程度により損害賠償を行う。また利用者が事業所、設備等に損害を与えた場合には、原状復帰または損害を賠償しなければならない。

（衛生管理）

第 1 6 条 サービスを提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

（記録の整備）

第 1 7 条 事業所は、介護計画、会計、サービス提供の記録等を整備し、保管する。

（会計）

第 1 8 条 事業所の会計は、他の会計と区分し、会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（非常災害対策）

第 1 9 条 事業所は、火災、地震等の非常災害に関し、具体的な退所計画を立て、それら非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

（掲示の方法）

第 2 0 条 事業所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、利用料、サービス選択等に関する事項について掲示を行う。

（その他運営に潰えの重要事項）

第 2 1 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 2 2 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守した法人の規定に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を保持する。

4 従業者でなくなったあとにおいてもこれらの情報を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（身体拘束等の廃止）

第 2 3 条 事業者は、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、必要な措置を講ずることとする。

2 前項の規定による身体拘束等は、利用者及び利用者家族に説明を行い、文書を取り交わし、その状況と期間内においてのみ行う事ができる。

3 全各項の規定による身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（権利擁護と虐待防止事項）

第 2 4 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため、次の措置を講じるものとする。

（1）責任者の選定（責任者：施設長）

（2）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（3）人権の擁護・虐待等防止のため、従業者に対する研修を年 2 回以上実施する。

（4）利用者及び利用者の家族等からの苦情処理体制の整備

（5）その他、虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等）高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

別表 1

◎ 食事の提供及び光熱水費に要する費用

食材料費	1, 0 0 0 円／日
光熱水費	4 1 0 円／日

別表 2

居 住 費	1, 0 5 0 円／日
-------	--------------

附則

この規定は平成１８年４月１日から施行する。

この規定は平成１９年４月１日から施行する。

この規定は平成２０年４月１日から施行する。

この規定は平成２１年４月１日から施行する。

この規定は平成２２年４月１日から施行する。

この規定は平成２３年４月１日から施行する。

この規定は平成２４年４月１日から施行する。

この規定は平成２５年４月１日から施行する。

この規定は平成２６年４月１日から施行する。

この規定は平成２７年４月１日から施行する。

この規定は平成２７年８月１日から施行する。

この規定は平成２８年４月１日から施行する。

この規定は平成２９年４月１日から施行する。

この規定は平成３０年４月１日から施行する。

この規定は平成３１年４月１日から施行する。

この規定は令和２年４月１日から施行する。

この規定は令和３年４月１日から施行する。

この規定は令和４年４月１日から施行する。

この規定は令和５年４月１日から施行する。

この規定は令和６年４月１日から施行する。

この規定は令和７年４月１日から施行する。

グループホームふるさと運営規程（介護予防サービス）

（目的）

第1条 グループホームふるさと（以下「事業所」という）は、介護保険法の理念に基づき、して御認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、認知症高齢者が尊厳ある生活を送れるよう、共同生活による在宅介護サービスを通じて支援する事を目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、認知症によって自立した生活が困難だった利用者に対して家庭的な現場のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

2 本事業は、利用者の人柄を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

5 事業の実態に当たっては、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するもの並びに地域社会と親密な連携に努める。

（事業所の名称）

第3条 この事業所は、グループホームふるさとという。

（事業所の所在地）

第4条 この事業所を徳島県吉野川市山川町祇園5 1 番地 2 に置く。

（実施主体）

第5条 事業の主体は、社会福祉法人博友会とする。

（職員の職種、人数、及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、規定の適合範囲内で、一部職種については増減または兼務することができる。

一 管理者 1 名

管理者は、事業所の職種の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 計画作成担当者は 2 名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成するとともに、連

携する介護老人福祉施設・医療機関等との連絡・調整を行う。

三 介護職員 1 2 名

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（事業所の定員）

第7条 事業の定員は 1 8 名とする。

2 ユニット数は 2 ユニットとし、ユニットごとの定員は 9 名とする。

（事業の内容）

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

2 介護サービスの内容

一 日常生活動作援助

介護職員は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活が送れるよう支援する。また、利用者の心身状況等に応じ、離臥床・更衣・静養・排泄・食事・清潔保持・その他利用者が必要とする日常生活上の支援に適切に行う。また、日常生活における家事を利用者がその心身状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

二 健康管理

介護職員は、常に利用者の健康に留意し、異常の早期発見に努めなければならない。また、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、状況に応じて主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じるとともに、家族等に連絡をし、状況の説明を行う。

三 日常生活での機能訓練

事業所は、主治医又は協力医療機関と相談し、生活機能の改善又は維持のための日常生活に即した機能訓練を行う。

四 相談・援助

事業所は、常に利用者の心身の常置、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに必要な援助を行う。

五 その他

介護職員は身体的拘束・その他利用者の行動を制限しない。ただし、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束・その他の利用者の行動を制限する場合は速やかに解除に努めるとともに理由を本人に説明し、理由及び一連の経過を家族等に報告する。

3 介護計画の作成

一 事業での介護サービス提供の開始に冊子、計画作成担当者は利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて介護計画を作成する。

二 介護計画は、利用者や家族の機能を配慮し、サービス提供にあたる職員との協議を経てサービスの目標、当該目標を達成する為の具体的サービ

スの実施状況を把握し必要に応じて介護計画の変更を行う。

三 介護計画も作成・変更の際は、利用者及び家族に対し当該計画の内容を明記し、同意を得る。

四 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

4 介護方針

一 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

二 利用者の認知症状をはじめとする要介護状態の軽減または機能低下防止に努める。

三 介護計画は画一的でなく個別化を図る。

四 介護職員は、常に利用者が家族に対し理解・納得されるよう説明に努める。

（利用料等）

第9条 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 食事の提供及び光熱水費に要する費用として別表1により徴収するものとする。

3 居住に関する費用として、別表2により徴収するものとする。

4 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる。

5 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

6 利用料等について、制度改正に伴い新たに基準が制定された場合、または変更が生じた場合等については、利用者又はその家族に対し、変更後の額及びその算定根拠を示し同意を得た上で変更を行う。

7 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた時は、領収書を発行する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は、徳島県吉野川市とする。

（入退居）

第11条 入退居に関しては、事業所に準備された契約書により行う。また利用に際しては利用者及び家族等に対し、運営規程の概要等についても説明し、サービスの内容及び利用期間について同意を得るものとする。

2 利用対象者は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

一 少人数卵による共同生活を営むことに支障がないこと。

二 自傷他害の恐れがないこと。

三 常時医療機関において治療する必要があること。

3 事業所は、居宅介護支援事業所・介護保険施設・その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携により、サービス提供の開始前から終了後に

至るまで利用者が継続的に利用できるよう、必要な援助に努める。

4 次の場合は退居とする。

一 契約利用期間が満了したとき

二 利用者が退居を申し出たとき

三 利用者が死亡したとき

四 利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなったとき

五 利用者が、入院治療や継続的治療が必要な状態となり、サービスの利用が困難となったとき

六 偽り、その他不正な更衣により保健給付を受けようとしたとき

七 事業所内で禁止されている行為を繰り返したり、他の利用者に迷惑を及ぼし、事業所の方針に従わないとき

5 退居に際しては、利用者及び家族の以降を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（利用者の留意事項）

第12条 利用者は次に掲げる事項を厳守するものとする。

2 外出及び外泊については、原則家族等付き添いの上、外出先、要件、帰宅予定時間等について管理者に届け出るものとする。

3 面会については、大声で話すなど、他の利用者に迷惑を及ぼすことのないように留意する。

4 下記に注意し、喫煙について事業所内に置いては、健康・防災面の観点から原則禁止とする。

5 行為に事業所若しくはその備品にSん害を与え、またこれらを許可なく外に持ち出すことのないようにする。

6 利用者及び利用申込者は、その身上に関する重要な変更を生じたときは、管理者に届けるものとする。

（秘密保持）

第13条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第14条 苦情処理は次に掲げる事項により行う。

2 事業所は、利用者、家族、その他から事業に関わる苦情を、迅速かつ適切に対応するための窓口・担当者を設ける。

3 事業所は、各自治体等が行う調査に協力するとともに、苦情を受けたとき、また自治体から改善に対する指導・助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

（損害賠償）

第 1 5 条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合、過失の程度により損害賠償を行う。また利用者が事業所、設備等に損害を与えた場合には、原状復帰または損害を賠償しなければならない。

（衛生管理）

第 1 6 条 サービスを提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

（記録の整備）

第 1 7 条 事業所は、介護計画、会計、サービス提供の記録等を整備し、保管する。

（会計）

第 1 8 条 事業所の会計は、他の会計と区分し、会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（非常災害対策）

第 1 9 条 事業所は、火災、地震等の非常災害に関し、具体的な退所計画を立て、それら非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

（掲示の方法）

第 2 0 条 事業所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、利用料、サービス選択等に関する事項について掲示を行う。

（その他運営に潰えの重要事項）

第 2 1 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 2 2 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守した法人の規定に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を保持する。

4 従業者でなくなったあとにおいてもこれらの情報を保持するべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（身体拘束等の廃止）

第 2 3 条 事業者は、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、必要な措置を講ずることとする。

2 前項の規定による身体拘束等は、利用者及び利用者家族に説明を行い、文書を取り交わし、その状況と期間内においてのみ行う事ができる。

3 全各項の規定による身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（権利擁護と虐待防止事項）

第 2 4 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため、次の措置を講じるものとする。

（1）責任者の選定（責任者：施設長）

（2）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（3）人権の擁護・虐待等防止のため、従業者に対する研修を年 2 回以上実施する。

（4）利用者及び利用者の家族等からの苦情処理体制の整備

（5）その他、虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等）高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

別表 1

◎ 食事の提供及び光熱水費に要する費用

食材料費	1, 0 0 0 円／日
光熱水費	4 1 0 円／日

別表 2

居 住 費	1, 0 5 0 円／日
-------	--------------

附則

この規定は平成１８年４月１日から施行する。

この規定は平成１９年４月１日から施行する。

この規定は平成２０年４月１日から施行する。

この規定は平成２１年４月１日から施行する。

この規定は平成２２年４月１日から施行する。

この規定は平成２３年４月１日から施行する。

この規定は平成２４年４月１日から施行する。

この規定は平成２５年４月１日から施行する。

この規定は平成２６年４月１日から施行する。

この規定は平成２７年４月１日から施行する。

この規定は平成２７年８月１日から施行する。

この規定は平成２８年４月１日から施行する。

この規定は平成２９年４月１日から施行する。

この規定は平成３０年４月１日から施行する。

この規定は平成３１年４月１日から施行する。

この規定は令和２年４月１日から施行する。

この規定は令和３年４月１日から施行する。

この規定は令和４年４月１日から施行する。

この規定は令和５年４月１日から施行する。

この規定は令和６年４月１日から施行する。

この規定は令和７年４月１日から施行する。